

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長 (国税 15)(法人税:義) (地方税 20)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>【制度の概要】</p> <p>雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり 40 万円の税額控除が受けられる。(税額控除は当期の法人税額の 10%(中小企業は 20%)が限度。)</p> <p>【特例措置の内容】</p> <p>積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点から見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。</p>
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成 27 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 23 年度:創設</p> <p>平成 25 年度:拡充・延長 税額控除額を増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に引上げる等の拡充を要望し、拡充が認められる。</p> <p>平成 26 年度:延長 適用期限3年間の延長要望を行い、平成 28 年度までの適用期間2年間の延長が認められる。</p>
6	適用又は延長期間	平成 28 年度4月1日から平成 30 年3月 31 日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国は、現在、人口減少社会に入っており、経済成長の実現には、働き手の数の確保と労働生産性の向上が重要であるところ、我が国の政策課題である成長戦略による経済成長と地方創生の実現のため、今後の日本経済の成長を担う産業や成長分野における企業を支援し、積極的な雇用創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「日本再興戦略」改訂 2014－未来への挑戦－(平成 26 年6月 24 日)(抜粋) 第一 総論 I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方 (改訂に当たって)</p>

この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力(=収益力)」を強化していくことが不可欠である。経済が長く続いてきたデフレ状況からようやく脱却しつつある今こそ、成長戦略のギアを一段階シフトアップし、日本企業の体質や制度・慣行を一変させる気概で、日本の「稼ぐ力」を取り戻すための大胆な施策を講ずる好機であり、またラストチャンスでもあることを覚悟すべきである。

(略)

経営者をはじめとする国民一人一人が、「活力ある日本の復活」に向けて、新陳代謝の促進とイノベーションに立ち向かう「挑戦する心」を取り戻し、国はこれをサポートするために「世界に誇れるビジネス環境」を整備する。これが、日本がデフレから脱却し、動き始めた経済の好循環を拡大させ、「再生の10年」(2013～2022年度)の平均で名目3%程度、実質2%程度の成長を確固たるものにする第一歩である。

○「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—(平成 27 年6月 30 日閣議決定)(抜粋)

第一 総論

アベノミクス第二ステージとは、設備革新にとどまらない、技術や人材を含めた「未来投資による生産性革命の実現」と、地域に活気溢れる職場と魅力的な投資先を取り戻し、日本全国隅々まで、人材や資金、それを支える技術や情報が自由・活発に行き交う、活力ある日本経済を取り戻す「ローカル・アベノミクスの推進」、この二つを車の両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国になることである。

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-2. 女性の活躍推進/外国人材の活用

(3)新たに講ずるべき具体的施策

i)女性の活躍推進

(長時間労働の是正や柔軟な勤務形態導入等に向けた企業の取組推進)

雇用の質を高め、女性の活躍推進を更に進めるため、キャリアアップ助成金の拡充等による正社員転換や雇用管理改善に向けた取組などを行う「正社員転換・雇用管理改善プロジェクト(仮称)」を年度内に策定し、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させる。

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)(抜粋)

I. 基本的な考え方

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

(1)しごとの創生

地域に根付いたサービス産業の活力、生産性の向上、雇用のミスマッチに対する経済の状況や変動に応じた円滑な対応など、『雇用の質』の確保・向上に注力する。特に、若い世代が地方で安心して働くことができるようになるためには、「相応の賃金」+「安定した雇用形態」+「やりがいのあるしごと」といった要件を満たす雇用の提供が必要となる。こうした『雇用の質』を重視した取組こそが、労働力人口の減少が深刻な地方では重要であり、経済・産業全体の付加価値や生産性を継続的に向上させていくことが必要と

		<p>なる。</p> <p>また、高付加価値商品の開発や地域への新たな人の流れなど、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業・事業の集中的育成、企業の地方移転、新たな雇用創出につながる事業承継の円滑化、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な『雇用の量』の確保・拡大を実現する。</p> <p>○「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー」(平成 27 年6月 30 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進</p> <p>3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <p>(3)働き方改革</p> <p>①若い世代の経済的安定</p> <p>初婚年齢や第1子出産年齢の上昇、若い世代での未婚率の増加が少子化の大きな要因となっている。このため、若い世代の経済的基盤を安定させ、結婚・出産の希望が実現できる環境を整える。また、非正規の職に就いている人々に関し、本人の希望に即した形での正社員化を推進する。</p> <p>【具体的取組】</p> <p>◎若者雇用対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(若者雇用促進法案平成 27 年3月 17 日閣議決定)の成立後、これに基づく取組を行うとともに、新卒者等への就職支援、フリーター等の正規雇用化支援を通じた環境整備を行う。 ・正社員転換・雇用管理改善等を推進し、地域の企業のニーズに応じた支援を実施する。
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 「意欲あるすべての人が働くことができるように、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」</p> <p>施策大目標2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」</p> <p>施策目標2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数</p> <p>※ 本制度は、各企業の「事業年度」に合わせて雇用促進税制を活用することになっているが、事業年度は企業によって決められているため、本制度では統一的に雇用促進計画を受け付けた「年度」単位で目標値及び達成値を設定している。また、達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者数)により判断することとしている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めることが期待され、今後の成長が期待される産業で、より積極的で安定的かつ継続</p>

			的な雇用創出が増加し、「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に掲げる取組及び目標に寄与することが見込まれる。
8	有効性等	① 適用数等	<p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(実績値)</p> <p>○適用件数及び適用額</p> <p>平成 23 年度 (適用件数)1,313 件 (適用額)2,054,866 千円</p> <p>平成 24 年度 (適用件数)4,334 件 (適用額)6,539,681 千円</p> <p>平成 25 年度 (適用件数)4,630 件 (適用額)7,518,796 千円</p> <p>(財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による実績値。租特透明化法の調査対象企業は、平成 25 年4月 1 日～平成 26 年3月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。)</p> <p>雇用促進計画受付・達成状況報告(実績値)</p> <p>○計画数</p> <p>平成 23 年度 (受付)30,061 件 (達成)8,056 件</p> <p>平成 24 年度 (受付)29,569 件 (達成)7,058 件</p> <p>平成 25 年度 (受付)39,695 件 (達成)9,681 件</p> <p>平成 26 年度 (受付)43,528 件 (達成)11,643 件(推計値)</p> <p>○雇用者増加数(実績値)</p> <p>平成 23 年度 (受付)209,614 人 (達成)82,723 人</p> <p>平成 24 年度 (受付)200,787 人 (達成)79,279 人</p> <p>平成 25 年度 (受付)257,526 人 (達成)97,193 人</p> <p>平成 26 年度 (受付)281,209 人</p> <p>(厚生労働省「平成 23 年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成 24 年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成 25 年度雇用促進計画受付件数」及び「平成 26 年度雇用促進計画受付件数」より)</p> <p>※推計値については別紙参照</p>
		② 減収額	<p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(実績値)</p> <p>平成 23 年度 (国税)2,054,866 千円 (地方税) 265,240 千円</p> <p>平成 24 年度 (国税)6,539,681 千円 (地方税) 720,008 千円</p> <p>平成 25 年度 (国税)7,518,796 千円 (地方税) 956,351 千円</p> <p>平成 26 年度 (国税)8,228,000 千円 (推計値)</p> <p>(地方税)1,061,412 千円(推計値)</p> <p>(財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」による実績値。租特透明化法の調査対象企業は、平成 25 年4月 1 日～平成 26 年3月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。)</p> <p>※推計値については別紙参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年4月～平成 27 年8月</p> <p>※平成 27 年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>本税制の適用となる雇用者数は、以下のとおり。</p> <p>平成 23 年度 82,723 人</p> <p>平成 24 年度 79,279 人</p> <p>平成 25 年度 97,193 人</p> <p>平成 26 年度 106,210 人(推計値)</p> <p>(厚生労働省「平成 23 年度雇用促進計画受付・達成状況報告件数」、「平成 24 年度雇用促進計</p>

			<p>画受付・達成状況報告件数」、「平成 25 年度雇用促進計画受付件数」及び「平成 26 年度雇用促進計画受付件数」より)</p> <p>※推計値については別紙参照。なお、達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者)により判断することとしている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年4月～平成 27 年8月 ※平成 27 年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数は雇用保険に新たに加入する者であることから、達成目標である質の高い雇用の確保は一定程度達成されたものと判断する。</p> <p>なお、本制度は、ハローワークに①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワークで確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるかどうか分かる仕組みとなっている。</p> <p>このため、平成 26 年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成 27 年4月から雇用促進計画の達成状況の受け付けが開始となるため、平成 26 年度税制改正時の目標について達成できたかは現時点では判断できない。</p> <p>(参考)</p> <p>平成 26 年度税制改正においては、適用期限3年間の延長要望を行い、平成 28 年度までの適用期限2年間の延長が認められた。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 23 年4月～平成 27 年8月 ※平成 27 年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>今回の要望する租税特別措置の内容は、「日本再興戦略」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に掲げる取組及び目標に寄与するものとして、雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長するものである。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年4月～平成 27 年8月 ※平成 27 年6月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制について、雇用の質を高める観点から見直しを行い適用期限を延長する等の措置を講ずることにより、雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続することで、質の高い雇用を確保することができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>雇用の創出に大きな期待が見込まれる分野の成長産業等の企業等の新規採用において、雇用負担の軽減が図られ、雇用を増やす企業に対し幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当である。</p> <p>労働者の処遇や職場環境の改善に係る各種助成金は、既に雇用されている労働者に対する支援であり、各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーター等、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的としその対象・効果も</p>

			<p>限定されている。</p> <p>一方、今回の雇用促進税制は、官民一体となって地方創生及び日本全体の経済成長を実現していくため、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「質の高い雇用」を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制特別措置は、官民一体となって地方創生及び日本全体の経済成長を実現していくための取組であり、成長企業に対する支援を強化することで離職者等の雇用機会を確保し地方における質の高い雇用機会の拡大を図るものである。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 25 年8月

(H28 年度税改正) 減収見込額等の推計

把握できる指標・数等からの平成 27 年度における適用件数等の積算は以下のとおり。

➤ 平成 25 年度租特透明化法等による調査報告書における適用実績 (※ 1)

適用件数 : 4,630 件

税額控除額 : (国税) 75 億 18,796 千円 (地方税) 9 億 56,351 千円

(※ 1) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(以下「適用実態調査」という。)による実績値。租特透明化法の調査対象企業は、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までの間に事業年度が終了した法人。

➤ 平成 26 年度までの適用件数、適用人数、適用減収総額 (実績値) について

平成 23 年度から平成 26 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績 (国税・地方税) から把握できる適用件数等は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数 (件)	30,061	29,567	39,707	43,528
	② 達成状況報告受付件数 (件)	8,056	7,058	9,681	—
	③ 達成状況報告における一般 被保険者の増加数 (人)	82,723	79,279	97,193	—
(国税) 適用実態 調査	④ 適用件数 (件)	1,313	4,334	4,630	—
	⑤ 適用減収総額 (千円)	2,054,866	6,539,681	7,518,796	—
	⑥ 適用対象人数 (人) (⑤/控除額※) ※平成 23 年度及び平成 24 年度は 20 万円、 平成 25 年度以降は 40 万円	10,274	32,698	18,770	—
(地方 税) 適用 実態調査	⑦ 適用件数 (件)	-	-	-	—
	⑧ 適用減収総額 (千円)	265,240	720,008	956,351	—

➤ 平成 26 年度における適用件数、適用人数、適用減収総額 (推計値) について

平成 23 年度から平成 26 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績 (国税・地方税) から把握できる適用件数等の推計値は以下のとおり。

○ 平成 26 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数② (推計値) について

- ・平成 26 年度の雇用促進計画の受付件数①は 43,528 件
- ・平成 25 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は 24.4% (=9,681 件/39,707 件)
- ・平成 26 年度においてもこの割合 (24.4%) で達成状況報告件数が積み重なるとすると、平成 26

年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②（推計値）は 10,621 件（＝43,528 件×24.4%）

○ 平成 26 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者数③（推計値）について

- ・平成 25 年度の雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する達成状況報告における一般被保険者の増加数③の割合は 10.0（＝97,193 件／9,681 件）
- ・平成 26 年度においてもこの割合（10.0）で達成状況報告における一般被保険者数が積まれるとすると、平成 26 年度における雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者数③（推計値）は 106,210 人（＝10,621 件×10.0）

○ 平成 26 年度における適用件数④（推計値）及び適用人数⑥（推計値）について

- ・平成 25 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合は 47.8%（＝4,630 件／9,681 件）
- ・平成 26 年度における適用件数④についてもこの割合（47.8%）で適用件数が積まれるとすると、平成 26 年度における適用件数④（推計値）は 5,079 件（＝10,621 件×47.8%）
- ・平成 25 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.05 人（＝18,770 人／4,630 件）
- ・平成 26 年度においても 1 件当たりの適用人数が 4.05 人であるとして、平成 26 年度における適用人数⑥（推計値）は 20,570 人（＝5,079×4.05 人）

○ 平成 26 年度における減収見込額（推計値）について

（国 税）平成 26 年度における法人税減収見込額は 82 億 2,800 万円（＝20,570 人×40 万円）
 （地方税）平成 26 年度における法人住民税の減収見込み額は、法人税減収見込み額に法人住民税率 12.9%を乗じた額である 10 億 6,141 万円（＝82 億 2,800 万円×12.9%）

- 平成 27 年度及び 28 年度における適用件数、適用人数、適用減収総額（推計値）について
 平成 27 年度における件数等については、平成 25 年度から平成 26 年度の伸び率で推計することとし、その結果は以下のとおり。

（参考）平成 27 年度における①～⑨（⑦除く）の推計値は以下のとおり。

- ① $43,528 \times 43,528 / 39,707 = 47,717$ 件
- ② $47,717 \times 24.4\% (\text{※} 2) = 11,643$ 件
 (※ 2) 平成 25 年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合 (②／①)
- ③ $106,210 \times 106,210 / 97,193 = 116,064$ 人
- ④ $11,643 \times 47.8\% (\text{※} 3) = 5,565$ 件
 (※ 3) 平成 25 年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数④の割合 (④／②)
- ⑥ $5,565 \times 4.05 (\text{※} 4) = 22,538$ 人
 (※ 4) 平成 25 年度における 1 件当たりの適用人数は 4.05 人 (＝18,770 人／4,630 件)
- ⑤ $22,538 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} = 901,520 \text{ 万円}$
- ⑧ $901,520 \text{ 万円} \times \text{法人住民税率 } 12.9\% = 116,296 \text{ 万円}$

	雇用促進計画実施年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (推計値)
雇用促進計画受 付件数	①計画受付件数 (件)	43,528	(推計値) 47,717
	②達成状況報告受付件数 (件)	(推計値) 10,621	(推計値) 11,643
	③達成状況報告における一般被保 険者の増加数 (人)	(推計値) 106,210	(推計値) 116,064
(国税) 適用実 態調査	④適用件数 (件)	(推計値) 5,079	(推計値) 5,565
	⑤適用減収総額 (千円)	(推計値) 8,228,000	(推計値) 9,015,200
	⑥適用対象人数 (人) (⑤/控除額 40 万円)	(推計値) 20,570	(推計値) 22,538
(地方税) 適用 実態調査	⑦適用件数 (件)	—	—
	⑧適用減収総額 (千円)	(推計値) 1,061,412	(推計値) 1,162,961

以 上